

公立幼稚園の運営方針（案）

1 令和2年度町立幼稚園園児数の状況

令和元年10月2日・3日に令和2年度の入園申し込みが終了し、園児数・クラス数は下記のとおりとなりました。

園名	4歳児学級		5歳児学級		合計	
	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数
猪名川幼稚園	20	1	39	2	59	3
松尾台幼稚園	5	1	10	1	15	2
六瀬幼稚園	6	1	11	1	17	2
つつじが丘幼稚園	8	1	16	1	24	2
合計	39	4	74	5	115	9

2 町立幼稚園のあり方の進捗

幼稚園については、今までの歴史及び社会的ニーズを踏まえ、官民保育所・民間幼稚園と連携することが必要であり、就学前教育のあり方について町長部局と一体となって協議し、方針を示すこととしています。しかしながら、令和元年度10月からの幼稚園等の保育料無償化により、上記のとおり町立幼稚園の入園者が減少したことを受け、町方針決定に先駆けて教育委員会として町立幼稚園運営の当面の方針を示すこととします。

3 町立幼稚園配置方針

つつじが丘幼稚園の暫定園解消、松尾台幼稚園の入園希望者の減少及び六瀬幼稚園への一定のニーズがあること、保護者からの3年保育の実施及び一時預かり保育に関して強い要望があることを踏まえ、町立幼稚園の再編方針を下記のとおりとします。

- ・ 猪名川幼稚園、六瀬幼稚園の2園とし、位置は現在のそれぞれの位置とする。
- ・ 再編後は、3年保育を実施することとし、定員・組数は以下のとおりとする。

園名	3歳児学級		4歳児学級		5歳児学級	
	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数
R4 猪名川幼稚園	25	1	30	1	70	2
	25	1	30	1	35	1
R5 猪名川幼稚園	25	1	30	1	35	1
	25	1	30	1	35	1

※3歳児学級は、一定の人数を超えた場合、担任を2人体制にする。

- ・ 猪名川幼稚園の園区は、現猪名川幼稚園区及び現つつじが丘幼稚園区とする。猪名川幼稚園区の定員を超えた場合は抽選の上、六瀬幼稚園への入園を許可する。

- ・ 六瀬幼稚園の園区は、現六瀬幼稚園区及び現松尾台幼稚園区とする。
- ・ いずれの園においても一時預かり保育（16時30分まで）を実施する。
- ・ 園バスは1.5km以上の通園距離の場合、乗車できることとする。

4 一時預かり保育の方針

- ・ 保護者の毎日の就労のための延長保育ではなく、所用や休養のために預けたい日に預かってくれる一時預かり保育を実施する。
- ・ 継続的に実施する延長保育ではなく、一時預かり保育を導入する。
- ・ 時間帯は、降園後（通常保育日は13：45、学期初めや学期終わりの保育日は11：30）から16：30までとする。
- ・ 園児の降園については、時間を決めて、一定の場所まで園バスで送る。
- ・ 一時預かり保育料は、必要経費から子ども・子育て支援交付金を控除した後の額について、利用保護者から徴収する。（徴収見込み額11：30～16：30／600円程度・13：45～16：30／200円程度）
- ・ 一時預かり保育の実施は、保育日のみとし、代休日、長期休業等休園日は実施しない。
- ・ 一時預かり保育の時間については、希望人数に応じて2名以内の指導員を配置する。

※一時預かり保育とは、保護者の希望に合わせて、一時的に保育終了後預かる制度のこと。
延長保育とは、保育園などで年間を通じてまたは一定の期間、規定の時間を超えて、時間を延長して預ける制度のこと。

5 スケジュール

R2 2～3月	保護者への説明
R2 2月	総務文教常任委員協議会への報告
R2 4月	定例教育委員会協議案件
R2 5月	定例教育委員会議案の議決
R2 6月	定例議会にて条例改正の議決
R2 7月～	決定内容の公表
R4 4月～※	運営方針（2園、3年保育、一時預り保育の実施）に基づく運用開始

※ 令和2年に申し込みされた令和3年度の松尾台幼稚園4歳児は、現在の方針案では令和4年4月に六瀬幼稚園に転園となります。このことを理解のうえ申し込んでいただく必要がありますので運用開始時期は最短でも令和4年4月からとなります。